

◇チェック機能果たす決意 「追認機関」反省、反問権明記も

なるほドリ 奈良市議会が議会基本条例を3月議会で制定したという記事を読んだけど、条例を制定する市町村議会は県内で増えているの？

記者 NPO法人公共政策研究所の調査（昨年5月1日現在）では、天理市、平群町、十津川村の3自治体でしたが、上牧町が今月から条例を施行し、生駒市が6月議会での制定を目指しています。

Q 制定の背景は？

A 上牧町の例を見ると、よく分かります。上牧町は財政破たん寸前の「早期健全化団体」に一時、転落しました。また、土地開発公社の借金を、町が肩代わり返済する額が財政規模比で県内最大です。こうした状況を防げなかった一因に、議会のチェック機能が働かなかったことがあります。このため町議会は昨年3月、「こうした過ちを二度と繰り返さない」と明記した「議会改革に取り組む決議」を可決しました。

Q 議会の自己批判って聞いたことがないね。

A 極めて珍しいことだと思います。この決議が条例制定につながります。上牧ほどではないにしろ、多くの自治体が財政難で、土地開発公社の多額の借金処理を、これから税金で進める自治体も県内では少なくありません。チェックができなかった議会への不信は確実に広がっており、住民の信頼回復のため、条例を制定する議会は今後も増えると思います。

Q 条例の内容で注目点はあるの？

A 首長の提案通りの議案を認めるだけで「追認機関」とも呼ばれた過去の反省から、監視機能強化や政策提案、住民への報告会開催などを盛り込む例が多いです。先行した他自治体の条例を適当に切り貼りすれば案文は作れますから、肝心なのは、いかに魂を吹き込むかです。なかでも**反問権の扱いは注目です**。

Q 具体的には？

A 議員の質問に対し、首長らが問い直す権利のことですが、例えば生駒市の条例素案では、質問の趣旨確認に限定して認めています。全国的には、議会の議案修正などに意見が述べられる「反論権」を明記している例もあり、**首長の発言機会を広く認めて議論しながら、厳しく監視していくのが時代の要請だと思います**。生駒市では素案に対する意見募集が18日に始まり、説明会が27日にあります。市民の声に注目したいと思います。〈回答・熊谷仁志（奈良支局）〉